

精密工学会 生産自動化専門委員会 会則

(2008年1月25日改正)

第1条 本会は精密工学会 生産自動化専門委員会と称す。

第2条 本会は生産自動化に関する学術、技術の交流ならびに共同研究を行い、その工業的発展を計ることを目的とする。

第3条 本会は下記に事務局をおく。

〒112-8551 東京都文京区春日1丁目13番27号
中央大学 理工学部 精密機械工学科 大隅研究室
精密工学会 生産自動化専門委員会 事務局

第4条 本会の会員（以下、委員と称す）は下記の5種類とする。

- イ. 法人委員 事業の法人
- ロ. 個人委員 個人（企業の個人、コンサルタントなど）
- ハ. 特別委員 大学・研究機関および官公庁などの関係者
- ニ. フェロー委員 会の運営に長年に渡る貢献があり、運営委員会で承認された者
- ホ. 顧問 会の運営に関し、特に功績のあった者

第5条 本会は精密工学会定款に定められた事業を行うことができる。

第6条 本会には次の運営委員をおく。

- 委員長 1名
- 副委員長 3名以内
- 運営委員 25名
- 会計監査 2名

第7条 運営委員は委員の互選によって定める。

第8条 運営委員の任期は2年とし、再任は認める。

第9条 本会の運営に関する一切の事項は運営委員会が決定するものとする。運営委員会は必要に応じて委員長が招集する。

第10条 本会の会計年度は2月1日に始まり、翌年の1月31日に終わるものとする。

第11条 会費は下記の通りとする。

- イ. 法人委員 1口 年額 60,000円（半年分納可）
- ロ. 個人委員 1口 年額 25,000円
- ハ. 特別委員 1口 年額 5,000円
- ニ. フェロー委員 年額 5,000円(1期2年、最大5期について適用する)
- ホ. 顧問 会費は免除する。

第12条 委員は本会の主催する研究例会に参加することができる。

法人委員は複数の参加を認められる。フェロー委員は本人のみの参加が認められ、代理の出席は不可とする。

第13条 委員は本会の主催する研究発表会および研究例会に無料で参加することができる。

第14条 本会に入会を希望する者は入会申込書に会費を添えて本会の事務局宛に申し込むものとする。

第15条 退会の際には文書で本会に申し出るものとする。その際、既納の会費は返却しない。

第16条 この会則の改訂は運営委員会において出席者の3分の2以上の議決によって行う事ができる。

付則

1. この会則は昭和50（1975）年4月1日より施行する。
2. 昭和52（1977）年1月31日改訂。
3. 昭和52（1977）年12月16日改訂。
4. 昭和54（1979）年4月1日改訂。
5. 昭和58（1983）年5月13日改訂。
6. 昭和61（1986）年1月1日改訂。
7. 平成 4（1992）年2月1日改訂。
8. 平成 6（1994）年1月22日改訂。
9. 平成 7（1995）年1月20日改訂。
10. 平成 8（1996）年3月22日改訂。
11. 平成15（2003）年10月24日改訂。
12. 平成16（2004）年4月15日改訂。
13. 平成18（2006）年12月8日改訂。
14. 平成19（2007）年10月1日改訂。
15. 平成20（2008）年1月25日改定。

以 上